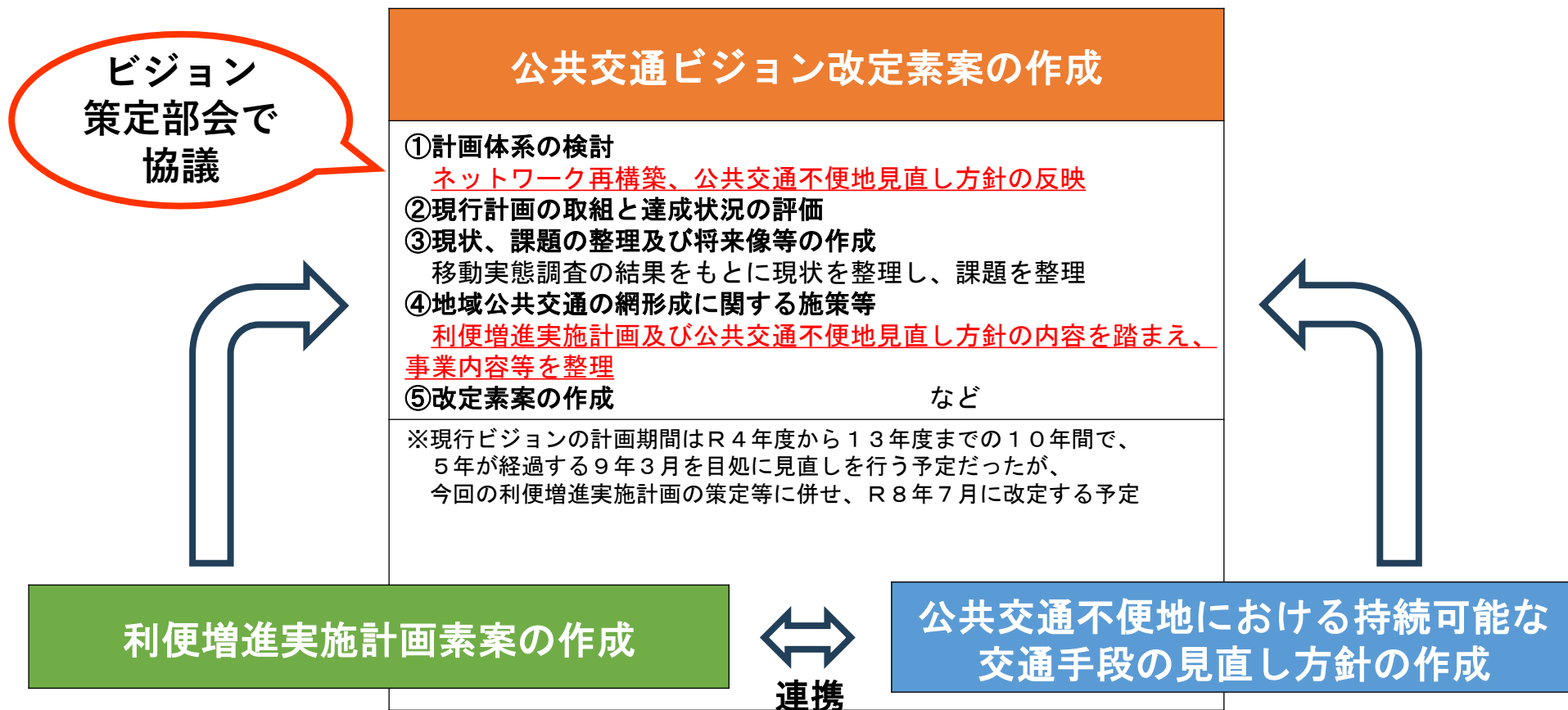


【改定の趣旨とポイント】

利便増進実施計画や公共交通不便地における持続可能な交通手段の見直し方針の作成に合わせて、現行ビジョンを改定し、**持続可能な交通ネットワーク形成に向けて、より実効性のある計画として作成**



【第二次鹿児島市公共交通ビジョンとは】

本市における公共交通を軸とした交通体系を構築するため、市民・交通事業者・行政等が一体となって、公共交通の利便性・効率性の向上、人と環境にやさしい交通環境の整備など、公共交通の維持活性化に向け取り組むための計画

【計画期間】

R 4 年度～R 1 3 年度【1 0 年間】

※ 5 年が経過する 9 年 3 月を目処に見直しを行う予定だったが、利便増進実施計画の策定等に併せ、R 8 年 7 月に改定予定

【計画区域】

鹿児島市全域

【対象とする交通機関】

対象とする交通手段

鉄道

路面電車

路線バス

コミュニティバス
あいばす

乗合
タクシー

船舶

タクシー

シェアサイクル

病院・企業送迎バス等

など



【重点戦略】

「公共交通ビジョン」では、基本方針の実現に向け、10個の重点戦略を設定

基本方針		重点戦略	
1	利便性・効率性の高い、持続可能な交通ネットワークの形成	1	各交通手段の適切な役割分担と結節機能の向上
		2	公共交通のサービス水準の向上
		3	市民・交通事業者・行政等が一体となった公共交通の維持・活性化
		4	ICTを活用した利用しやすい公共交通の推進
2	安心安全で人と環境にやさしい快適な交通環境の整備	1	安全・快適な交通施設の整備
		2	歩きやすいまちづくりの推進
		3	脱炭素に向けた環境にやさしい交通の推進
3	活力あるまちづくりの推進に向けた公共交通の活用	1	都市景観・観光資源としての公共交通の有効活用
		2	中心市街地のにぎわい創出と活性化を支援する交通環境の整備
		3	広域交通ネットワークの形成

バリアフリーに関する戦略

重点戦略1：安全・快適な交通施設の整備

高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人々の自立した日常生活や社会生活を確保するためには、だれもが、安心安全で快適に移動できる交通環境を整備する必要があります。

本市では、平成23年度に策定した「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想」に基づき、国・県・交通事業者と一体となって、中央地区をはじめとする重点整備地区のバリアフリー化を進めるなど、みんなが出かけたくなるまちづくりを推進してきました。令和3年度には「第三次鹿児島市バリアフリー基本構想」を策定し、引き続き重点整備地区のバリアフリー化を推進することとしております。

今後も、だれもが、安心安全で快適に移動できる交通環境の実現を目指し、旅客施設のバリアフリー化や、車両等の低床化、電停・バス停への上屋、ベンチの設置等による待合施設の改善など、快適な交通施設の整備に取り組みます。

また、市民一人ひとりが認識を深め、高齢者や障害者などの移動制約者への理解や思いやりを育むための意識啓発など、心のバリアフリーの取組を推進します。

○ 超低床電車「ユートラムⅢ」



○ 鹿児島駅前市電のりば（令和2年度バリアフリー化整備完了）



重点戦略2：歩きやすいまちづくりの推進

自家用車の過度な利用を抑制し、環境にやさしい公共交通等の利用を促進するためには、自宅等から駅や電停、バス停まで歩きやすいまちづくりの推進が必要です。本市では、安全で快適な歩行者通行空間を確保するため、平成27年度に策定した「第2期市道バリアフリー推進計画」に基づき、**歩道の段差・勾配の解消**や**点字ブロックの設置**を行うほか、電線類の地中化に取り組むなど、歩きやすいまちづくりを進めています。

また、放置自転車のない歩きやすい道路環境を維持するため、駐輪場の管理・運営や**音響式信号機の設定**など**交通安全施設のバリアフリー化**のほか、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、一定区域内（ゾーン）において、最高速度時速30kmの区域規制などを行う「ゾーン30」の整備に引き続き取り組みます。

○ 音響式信号機



○ ゾーン30の例



○ 道路のバリアフリー化



【推進事業】

重点戦略の下に具体的な推進施策を設定しており、R6年度は128事業を実施

基本方針		重点戦略		推進事業	6年度事業数
1	利便性・効率性の高い、持続可能な交通ネットワークの形成	1	各交通手段の適切な役割分担と結節機能の向上	基幹交通の効率的な運行、生活路線の維持・確保、交通結節点の機能の充実、パークアンドライドの推進、サイクルアンドライドの推進	16
		2	公共交通のサービス水準の向上	需要に応じた交通サービスの提供、路線バスや路面電車の定時性、速達性の向上、乗り継ぎ・乗り換えの円滑化、公共交通案内所等の運営、乗務員の運転技能・接遇の向上	17
		3	市民・交通事業者・行政等が一体となった公共交通の維持・活性化	ターゲットに応じた公共交通の利用促進、モビリティ・マネジメントの推進、公共交通の維持・活性化に向けた連携、地域等の自主的な取組に対する対応した公共交通サービスの推進	17
		4	ICTを活用した利用しやすい公共交通の推進	ICTを活用した公共交通を利用しやすい環境整備、リアルタイム交通分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	13
2	安心安全で人と環境にやさしい快適な交通環境の整備	1	安全・快適な交通施設の整備	重点整備地区のバリアフリー化、旅客施設のバリアフリー化、車両等のバリアフリー化、待合施設の改善、心のバリアフリーの推進	11
		2	歩きやすいまちづくりの推進	道路のバリアフリー化、電線類の地中化、駐輪場の適正配置、交通安全施設のバリアフリー化、ゾーン30等の整備	9
		3	脱炭素に向けた環境にやさしい交通の推進	電気自動車等の環境に配慮した車両の導入、自転車等のマナー向上のための啓発活動の推進、自転車走行空間の整備推進、シェアサイクルの運営・拡充、道路渋滞の解消に向けた施策の充実、環境に配慮した交通行動の促進	14
3	活力あるまちづくりの推進に向けた公共交通の活用	1	都市景観・観光資源としての公共交通の有効活用	市電軌道敷緑化の推進、LRT（次世代型路面電車システム）の整備、観光列車の魅力向上、二次交通の充実、路面電車観光路線の検討、磯新駅の設置に関する取組促進、多言語案内の充実	17
		2	中心市街地のにぎわい創出と活性化を支援する交通環境の整備	回遊空間づくりの推進、商店街との連携等、商店街の共同施設整備に対する支援	3
		3	広域交通ネットワークの形成	鉄道の輸送力の充実、広域道路網等の整備、海上交通網の整備、航空交通網の整備	11

バリアフリーに関する取組

【取組方針】

「バリアフリー基本構想」では、基本理念の実現に向け、3つの基本方針を設定

基本理念 みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

基本方針

■安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された道路や公共交通機関等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

■みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

■効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者（市民（利用者）、関係団体、事業者等）と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

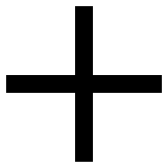
【取組方針】

「バリアフリー基本構想」では、各事業について以下の方針で取り組むこととしている

事業の種類	取組方針	7 年度 事業数
公共交通	・ 旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。 ・ バス停については、上屋の設置等の改善を進める。 ・ 桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとする。 ・ バス車両については、低床車両の導入を進める。 ・ タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。 ・ 高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等については、案内看板やホームページなどで提供を行う。 ・ バリアフリー設備については、定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、その機能が十分に発揮される体制を整える。	16
道路	地形の状況等の制約を踏まえ、 ・ 歩道の有効幅員1.5m以上確保できる経路の整備に取り組む。 ・ 歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等に優先的に取り組む。 ・ 歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。	9
交通安全	・ 音響式信号機の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置等に取り組む。	15
教育啓発	・ 適切な利用者支援が行えるよう、乗務員や職員への研修等を行う。 ・ 学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。 ・ 優先席やバリアフリースイレ、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう、広報活動を行う。	38

バリアフリー基本構想の方針について

鹿児島市における交通を包括するビジョンとするため、「交通バリアフリー基本構想」を統合した計画として改定を検討。（改定時期は令和8年7月を予定）



地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）
都市・地域交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱）

バリアフリー基本構想
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

交通バリアフリー基本構想に求められる記載事項を踏まえつつ統合を行う。

6-2 基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第 25 条等）において以下のとおり規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

※ 1、4、7については、任意記載事項

1～7について、公共交通ビジョンへの記載の追加や新たな章の追加を行う



公共交通ビジョンの構成変更（案）について

改訂にあたり類似した内容の集約と、路線バスを中心とした取組を具体的に記載した第7章、バリアフリー基本構想に明示すべき内容をまとめた第8章を新たに追加する。

▼章レベルの構成変更（案）

■公共交通ビジョン（現行）

第1章	「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」策定の趣旨等
第2章	公共交通をとりまく状況
第3章	鹿児島市の公共交通の現状と課題
第4章	上位計画等における公共交通に関するまちづくりの方向性
第5章	公共交通のあり方（現状と課題のまとめ）
第6章	交通政策の基本方向
第7章	基本方針に基づく重点戦略及び推進施策
第8章	「公共交通ビジョン」の推進体制

■公共交通ビジョン（中間改訂版）

第1章	「第二次鹿児島市公共交通ビジョン（中間改訂版）」策定の趣旨等
第2章	鹿児島市の公共交通の現状と課題
第3章	第二次鹿児島市公共交通ビジョンの中間評価
第4章	上位計画等における公共交通に関するまちづくりの方向性
第5章	交通政策の基本方向
第6章	基本方針に基づく重点戦略及び推進施策
第7章	持続可能な公共交通に向けた重点戦略
第8章	交通バリアフリー重点整備地区
第9章	「公共交通ビジョン」の推進体制

バリアフリー基本構想との
統合について記載

バリアフリー基本構想
の基本方針(冊子p20)
を戦略に反映

重点整備地区及び
特定事業(冊子
p22~30)の記載

○令和7年度

第1回協議会（本協議会）

- ・ 令和6年度における基本構想に基づく特定事業等の実施状況について

第2回協議会（R7.12～R8.1頃を予定）

- ・ 改定後のビジョン計画（素案）について共有、意見照会

○令和8年度～

- ・ 令和7年度における基本構想に基づく特定事業等の実施状況について
- ・ 改定後のビジョン計画（バリアフリー関係含む）について

⇒ビジョン協議会にて協議、進捗管理